

時価に関する他の基準の改正、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る10月15日、企業会計基準委員会は第135回金融商品専門委員会を開催した。また、後日行われた第395回親委員会でも審議が行われた。

引き続き、公正価値測定に関するガイダンスおよび開示について検討された。主な検討事項は次のとおり。

【月平均価額の取扱い】

時価の定義・ガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目につき、第394回親委員会（2018年11月1日

号（No.1527）情報フラッシュ参照に引き続き、検討された。

(1) 専門委員会での検討

事務局は、その他有価証券の貸借対照表価額等には、月平均価額を用いることを認めず、減損上の「著しく下落した」の判定には、月平均価額を使用することを認め、減損損失の算定は、期末日における時価のみによることを提案している。

この提案に基づいて、企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」以下、「金融商品会計基準」

（以下、「金融商品会計基準」）

という20項に減損損失の判断に月平均価額を用いることができるとする旨の注が入る等の案が示されたところ、専門委員からは、書き振りについて異論が聞かれた。

(2) 親委員会での審議

その意見をもとに、親委員会で、注ではなく、結論の背景に次のように記載する案が示された。

50-4 平成XX年改正会計基準は、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取

組みとして「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表し、主として時価の定義を見直したことなど時価の算定に関する事項を改正した。こ

【図表】 改正の対象となり得る会計基準等

1 ASBJが開発した会計基準等	
(1) 内容面の検討を要するもの	
①	企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」
②	企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
③	実務対応報告6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」
④	実務対応報告10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」
⑤	実務対応報告25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」
⑥	企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
⑦	企業会計基準適用指針6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
⑧	企業会計基準適用指針14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
(2) 特に内容面の検討を要せず形式的に修正が可能と考えられる主なもの	
①	企業会計基準適用指針17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」
②	企業会計基準7号「事業分離等に関する会計基準」
③	企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」
④	企業会計基準適用指針10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
2 JICPAが公表した実務指針等	
(1) 内容面の検討を要するもの（会計に関する部分（業種別委員会報告は除く））	
①	会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」
②	会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」
③	会計制度委員会報告4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
④	監査委員会報告71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」

※ 網掛けは今回検討が行われたもの

親委員会での判断に向けて、検討漏れを確認

ASBJ、リース会計専門委員会

去る10月15日、企業会計基準委員会は第83回リース会計専門委員会を開催した。

これまで、リースに関する会計基準の開発に着手するか否かを判断するために、次の論点につ

- ① 金融商品会計基準
- ② 具体的な基準等の改正
- ③ 事務局長より、6項の時価の定義を置き換え、注2の「市場」の定義を削除する等の改正案の文

- ① については、「市場」の定義は残したほうがいいとの意見があった。
- ② については、異論は聞かれなかった。

委員からは、異論は聞かれなかった。

【他の基準の改正】

(1) 検討の趣旨

時価の算定に関する会計基準を検討するなかで、現行の会計基準のなかに「時価」やそれと関連する用語を用いている基準があるため、その改正の必要性について、事務局より、図表のよ

うに整理された。

(4) 親委員会での審議

委員からは、「修正しない基準も示してほしい」との意見があった。

① については、「市場」の定義は残したほうがいいとの意見があった。

② については、異論は聞かれなかった。

- ① 会計上の考え方
- ・すべてのリースに係る資産および負債の認識
- ・借手モデルにおけるリースに

- 係る費用の認識
- ・未履行契約との関係
 - ② 財務諸表利用者のニーズ・アナリストからの意見聴取
 - ・格付機関の財務諸表の調整
 - ③ 個別論点
 - ・リースの識別
 - ・リース期間
 - ④ 財務諸表作成者のコスト
 - ⑤ 重要性
 - ⑥ IFRS 16号の早期適用企業の事例分析

今回、これから親委員会で基準の開発に着手するか否かの判断材料が足りているか確認することを目的に、「これまでの議論」の確認と、「その他の開発に着手した場合に検討すべき事項」について議論された。

これまでの議論への意見

専門委員から「これまでの議論は利用者目線が多く、作成者視点が少ないが、今後、進めていくうえで産業界や業界団体等へのヒアリングがあるか」との質問に対して、「会計基準の作成は第一に利用者により有用かで判断する必要があり、そのうえで両サイドのコストベネフィットで判断する。また、作成者の方からの意見聴取等も検討したい」との回答があった。

また、「海外での早期適用事例が少しあるだけで、定量的分析が不足しているが、基準開発の

判断を急ぐ必要があるのか」との質問に対して、「個社のベネフィットではなく、日本のキャピタルマーケット全体としてのベネフィットを考える必要がある、定量化するのは難しい」との回答がされた。

その他に、「改正実務対応報告18号『連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い』により、海外子会社でのIFRSやUS-GAAPが日本の連結財務諸表においても来年度から反映されるが、3基準が混在することに違和感を覚える」との意見に対して、「これに関してはどうしても気持ち悪さのようなものが残るが、この問題はリース会計基準に限らず、実務対応報告18号自体の問題である」と回答された。

その他の開発に着手した場合に検討すべき事項

- ・事務局は、開発に着手した場合に検討すべきその他の事項として、次の2点を示した。
- ・仮にIFRS 16号のアプローチを採用した場合、どの程度整合性を図るか
- ・連結財務諸表と個別財務諸表の取扱い

「貸手の会計処理、およびリース会計基準と収益認識会計基準との狭間に関する整合性についての議論も必要」との意見に「検

日経平均株価が、年初から6%上昇し、27年ぶりの高値を記録した。米国株は史上最高値レベルで、NASDAQ指数は今年15%の上昇、S&P500は9%の上昇である。今や、米国株のP/E倍率はMSCIワールドインデックスに比べて12%上回っており、2009年以来的最大の乖離だ。これは突出した米国企業の利益成長への期待を表している(数字は10月初時点、以下同じ)。

米国と比べると日本株の好調さは色あせるが、ましなほうである。今年に入って不振の市場は珍しくない。

《中国》上海総合株価指数は今年15%の下落だ。米国との貿易戦争の影響もあるが、そもそも中国経済は減速気味である。Caixin製造業部門PMI^①は、低下し続けていて、9月のPMIは50・0と、ついに好不況の境目に達してしまった。

《トルコ》米国牧師の拘束問題で米国が経済制裁を加えていることや、政府による金融政策の介入を懸念して、通貨トルコリラは売られまわっており、年初から対ドルで30%以上も下落している。株式指数であるトルコイスタンブール100はドル建てで45%の下落となっている。

《ブラジル》株価指数ブラジ

ルボベスバは今年7%の上昇である。しかし、通貨ブラジルレアルが20%弱の下落なので、ドル建てにすると10%ほどの下落になる。ブラジルは万年経常赤字で対外債務が大きい点でトルコと共通している。次期大統領選挙の結果、財政再建に消極的な政権となれば、ブラジルレアルはさらに売られまわれば、株式市場も売られまわられる可能性がある。

この3カ国に限らずエマー

裏表のハナシ 投資の
新興国の
株価の動向

るを得ない。だから、米国利上げでドル高となると、エマージング諸国の債務負担が増える。また、エマージング諸国は、自国通貨が対ドルで下落する中で、通貨防衛のために金利を引き上げざるを得ない。この不本意な金融政策が経済成長を減速させる。

米国とエマージング諸国の二面性をどうみるべきか？ 米国の経済の好調さにエマージング諸国が追い付くとみるか。それとも、エマージング諸国が米国の足を引っ張るか。どちらが先行指標として正しいだろうか。両方が正しい可能性は少ない。

最近、ブラックスが鳴りを潜めていると指摘を受けたので……二面性といえは、「行方不明の男児を発見したボランティア」と「あり運転」のニュースからこんなことを想像したわけである。「全国の被災地どこへでも、あおり運転をしながら駆けつけるボランティア」、こういう人がいたら、どちらが正しい人物像だろうか？ この場合は両面を正しい姿だと尊重して、表彰中に逮捕すればよいと思う。

(1) 株価を1株当たり利益で割った倍率

(2) 中国企業の製造業の活動状況を示す先行指数50を超えれば景気拡大、下回ると景気後退を示唆する。

(三田 哉)

討する」との回答がされた。
また、「税務上の取扱いも検討すべき」との意見には、「ここで

は税務上に影響が及ぶということまでしか議論できず、それ以上は難しい」との回答がされた。

会計

10月のIASBボード会議 で、のれんと減損について審議

IASB J、ASAF 対応専門委

去る10月23日、企業会計基準委員会は第76回ASAF 対応専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

DP「資本の特徴を有する金融商品」への対応

DPに示されている時点特性と金額特性の2つの要件に照らして、次のような具体的な請求権が、資本と負債のどちらに分類されるかについて、説明された。

- 普通株式→資本
- 普通社債→負債
- 新株予約権→資本(純額現金決済の場合は負債)
- 転換社債型新株予約権付社債→普通社債は負債、転換権は資本
- 社債型優先株式→負債
- 転換型優先株式→負債

のれんと減損

10月25日開催予定のIASBボード会議における、のれんおよび減損リサーチ・プロジェクトの背景お

よび目的
第2章 開示の改善
第3章 減損テストの簡素化
第4章 のれんの会計処理の簡素化
第5章 結論

会計

リースの修正国際基準案のコメント対応、検討

IASB J

去る10月25日、企業会計基準委員会は第395回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

DP「資本の特徴を有する金融商品」へのコメント検討

引き続き、IASBから公表されたデイスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」(以下、「DP」という)について、審議が行われた。

- 今回は、DPの第4章から第8章までの内容を確認した。
- 委員からは、疑問点等について、質疑応答が行われ、事務局からは、DPについてひととおり確認が終わったので、次回からコメントを検討していく旨が示された。

リースの修正国際基準公開草案のコメント対応

第44回エンドリースメント作業部会(2018年11月1日号(No.1527)情報フラッシュ参照)

委員からは、「そもそも、のれんの残高のBSに占める割合が大きいのという問題から始まったのに、第2章や第3章に多くの説明が割かれており、問題点に对应できているのか疑問」といった指摘があった。

反対意見を次のように分析した。

- ① 「削除又は修正」を行わないと判断する根拠の説明が不十分
- ② IFRS 16号はリース取引の経済的実態を反映していない
- ③ 「削除又は修正」を行わないとの判断は、現時点では時期尚早である
- ④ IFRS 16号は借手の財務諸表作成者に多大な負担を強い

で検討された、IFRS 16号「リース」等のエンドリースメント手続を実施するうえで公表された、「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準)によって構成される会計基準」の改正案(以下、「公開草案」という)に寄せられたコメント対応が審議された。

委員からは、「コメント提出者は少ないが、反対意見には重みがある。よりしっかりとコメント対応してほしい」、「エンドリースメント手続と日本基準の開発が別ものであることを、きつちりと説明する必要がある」などの意見が聞かれた。

会計

IFRS 15号等に関するアジェンダ決定案への対応を審議

IASB J、IFRS 適用課題対応専門委

去る10月16日、企業会計基準委員会は第23回IFRS 適用課題対応専門委員会を開催した。

2018年9月のIFRS 解釈指針委員会(以下、「IFRS S-IC」という)で決定された内容をもとに、コメント・

レターを提出するかどうか、また提出する場合の内容について審議が行われた。審議事項は次のとおり。

- ① 約束した財またはサービスの評価(IFRS 15号)

- ② 取得原価で会計処理される子会社に対する投資…部分的な処分（IAS 27号）
- ③ 取得原価で会計処理される子会社に対する投資…段階的な取得（IAS 27号）
- ④ 法人所得税以外の税金に係る預託金（IAS 37号）
- ⑤ キャッシュ・フロー・ヘッジ関係における、可能性が非常に高いという要求の適用（IFRS 9号およびIAS 39号）
- ⑥ 共同支配事業に対する共同支配事業者の持分に係る負債（IFRS 11号）

①の審議内容

IFRS-ICが受け取った要望書には、「株式を扱う証券取引所である企業が提供する上場認可サービスと上場後の継続的な上場維持サービスは別個であるかどうかについて明確化」することが求められていた。

IASBスタッフは「証券取引所は取引所に上場されているというサービス以外には、顧客に財またはサービスを移転していない」と結論を下し、要望書に記載された事実についてIFRS 15号をどのように企業が適用するかについて説明するアジェンダ決定案を公表することを提案した。

ASBJ事務局は、アジェンダ決定案に同意できるが、前提

条件を明示する必要があると考えられるため、コメント・レターを提出することを考えているとの提案があった。

専門委員会からは「15号は企業に与える影響も大きいため、丁寧に書かないと類推適用をされる可能性がある」との意見があった。

⑤の審議内容

IASBメンバーから、「IAS 39号に付随する適用ガイダンスとIFRS 9号との関係についての説明」と「ヘッジ対象とする予定取引の特定および文書化の必要性について説明しているIAS 39号適用ガイダンスの参照を、2018年3月のアジェンダ決定案をもとにIASBスタッフに提示した文案に挿入すべき」との意見があった。議論の結果、賛成多数により可決され、この2点を修正したアジェンダ決定案が公表された。

ASBJ事務局は、IASBスタッフの分析の内容には同意できるが、IFRS基準の結論の根拠を参照するという方法には問題があると考えられることからコメント・レターを提出することを考えているとの提案があった。

専門委員会からは「緊急性はないが、コメント・レターを提出することに賛成」との意見があった。

ASBJ事務局は、アジェンダ決定案に同意できるが、前提

審議の結果、①、③および⑤についてコメント・レター

「IFRS 3号の修正」事業の定義、公表——IASB

国際会計

去る10月22日、IASBは「事業の定義（IFRS 3号の修正）」（以下、「本修正」という）を公表した。

本修正は、IFRS 3号の適用後レビューの結果として識別された、事業の定義の適用に関する困難な状況への対応を実施し、2016年6月に公表した公開草案を、再審議し、最終化したものである。

事業の定義に該当すると、IFRS 3号に準拠して企業結合としての会計処理が要求されるため、のれんの認識、取得関連コスト、繰延税金などを含めて会計処理が資産の取得と大きく異なる可能性がある。

本修正は、取得日が2020年1月1日以後開始する年次報告期間の開始日以後となる取引に適用され、早期適用は許容される。

本修正の内容

本修正はIFRS 3号の定義、適用指針、設例の修正を含んでおり主として次の内容を明確化している。

を提出する方向性が示された。内容については次回に引き続き検討する予定。

- ① 事業とみなされるためには、取得した活動および資産の組み合わせが、少なくとも組み合わせアウトプットを創出する能力に著しく寄与するインプットおよび実質的なプロセスを含む必要がある。
- ② インプットおよびプロセスのうち欠けている要素を市場参加者が入れ替えることによりアウトプットの生産を継続できるかどうかの評価を削除する。
- ③ 実質的なプロセスを取得したかどうかの判定を支援するための指針や設例を追加する。
- ④ 顧客に提供される財またはサービスに焦点を当てることにより事業およびアウトプットの定義を狭め、コストの削減能力への言及を削除する。
- ⑤ 取得した活動および資産の組み合わせが事業に該当するかどうかの簡素化された評価を可能とするためのスクリーニング（集中）テストをオプションとして追加する。

米国会計基準との関係

企業結合の会計処理は、IFRSと米国会計基準はすでに実質的にコンバージェンスを達成しているものの、IASBと米国会計基準設定主体であるFASBがそれぞれ実施した企業結合に関する会計基準の適用後レビューでは、実務においては米国会計基準においてIFRSよりもより広い範囲の取引が事業の定義に該当する取引として識別されることが示唆されていた。

今回のIFRS 3号の修正は、FASBが2017年に実施した修正と同様の結論に基づいており、一部の差異は残るものの、事業の定義の適用に関して両基準を適用する企業間により高い整合性の確保につながるものと想定されている。

従来保有していた持分の会計処理についての論点

なお、2016年6月に公表されたIASBの公開草案には、「従来保有していた持分の会計処理（IFRS 11号の修正案）」が別の論点として含まれていたが、「IFRS基準の年次改善（2015-2017年サイクル）」に含めて2017年1月1日以後開始する年次報告（2018年1月1日号（No.1500）情報フラッシュ参照）、今回の修正には当該論点は含まれていない。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年 10月15日	法務省令27号 会社計算規則の一部を改正する 省令	法務省	企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等の公表を受け、所要の改正を行うもの。パブコメへの法務省コメントは、下記サイト参照。 http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000178788	今号 解説
2018年 10月19日	「監査基準の改訂に関する意見書」に対応する監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等の公開草案	JICPA	企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴い、国際監査基準を踏まえて、監査基準委員会報告書等の策定および改正の検討を行ったもの。コメント期限は11月30日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20181019itq.html	—

金融

ユーロはイタリア財政問題や英国EU離脱が下落要因に

為替市場でユーロが対ドル・円相場で弱い動きが続いている。具体的には、今年の4月半ば以降、それまで比較的堅調に推移していたユーロ＝1：3ドル台から下落基調が続き、10月半ばまでの半年間に1：13ドル付近で推移している。同じ期間、対円では132円から128円まで、対ドルほどではないものの弱含みの相場展開となっている。もちろん、これはこの間円安も同時に進行したためで、アメリカの金利上昇や好調な景気でドルが円やユーロに対して上昇したことが大きい。

しかし一方で、ユーロ側にも相場下落の理由があるため、今後の相場展開を占ううえでは注意が必要だ。

第一に、イタリアの財政赤字に対する懸念が拭えないことがある。欧州連合(EU)の欧州委員会では10月23日、イタリア政府が提出した2019年の予算案を差し戻し、3週間以内に再提出を求めた。最低所得保障や大型減税などで、財政赤字を削減する意図がみられなかったためだ。

証券

中国市場の動向に要注意

コンテ政権は、前政権とは異なり反緊縮財政を政策の中心に掲げて政権の座に就いた。財政赤字のGDP比率も、前民主党政権は現状のマイナス2.4%から2020年には赤字解消を目標にしていたが、現政権は現状のマイナス2.4%に留め置くことに決めた。これはEUの財政赤字基準であるマイナス3%はクリアしているが、前政権からみれば大きく後退したことになる。

10月中旬入りとともに世界同時株安が訪れた。株価下落後、各国市場とも株価は予想どおりの乱高下、一進一退という展開になっている。

そのなかで、中国市場だけは少し様子が違う。株価は下がりが緩いというほどではないが、反発力が極めて弱い。元米、中国株価は今年年初米、常に弱基調で推移し、世界同時株高・株安の局面でも他国とはやや違う動きをしてきた。背後には、経済成長の限界がささやかれ、

さらに、上昇基調となっていたアメリカの政策金利に対して、欧州中央銀行(ECB)は現状の金融緩和政策からの転換を意味する利上げ時期を明確に打ち出せず、金利差拡大の懸念につながりやすい点もある。

現時点で年末までに資産購入プログラムは終了し、政策金利は来年夏までは据え置くことは決めている。しかし、具体的な利上げ時期に関しては、イギリスのEU離脱交渉の行方を見極める必要もあり、ユーロ相場に織り込みにくいのが現状である。

当面ユーロは主要通貨に対して下落しやすい相場展開が続くそうだが、

領支持率は就任以来、低位安定で推移し、度重なる失政、スキヤンダルによっても、与党共和党の大統領支持層は動揺していない。勝敗は予断を許さないのではないか。

日本の株式市場は、ウォール街、世界市場次第という流れを変えられそうにない。安倍首相の最終任期が始まったが、株価にインパクトのある経済政策は期待できない。それどころか、積み残しの消費税率上げが来年10月実施と公式に表明され、参議院選挙を控えて政治・経済のホット・ 이슈になるうとしている。政府は景気へのショックを減らす手を打つ構えだが、野党が増税反対と攻勢をかけるだろう。どちらにしても、株価にはプラスにならない。

世界の株式市場はリスク要因に取り囲まれ、先行きを暗中模索中というところか。

しばらく米株価は乱高下、したがってその他の国々の株価も乱高下を余儀なくされよう。米中の貿易摩擦をめぐる協議が進むか、米中間選挙の結果がどうなるか、といった問題を見守っていくほかない。